

群馬県で農機具等の販売業を営む申立人について、顧客である農家が原発事故の風評被害を受け、その収入減少に伴い、農機具等の購入を断念したことにより被った減収分（間接被害）が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |        |              |               |
|--------|--------------|---------------|
| 1 損害項目 | ア 営業損害       | 金3, 775, 520円 |
|        | イ 弁護士費用      | 金113, 265円    |
| 2 期間   | 自 平成23年3月11日 |               |
|        | 至 平成23年7月末日  |               |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の期間の損害項目についての和解金として、合計金3, 888, 785円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月5日

（仲介委員 土屋 信）